

# 「司法ソーシャルワーク」の 社会的意義

有識者検討会  
2014年5月14日  
立教大学法学部 濱野 亮

## 構成

- ▶ 1. パイロット事務所と研究会
- ▶ 2. 研究対象ケースの概要
- ▶ 3. パイロット事務所のスタッフ弁護士の特徴
- ▶ 4. 「司法ソーシャルワーク」の社会的意義
- ▶ 5. まとめ

# 「司法ソーシャルワーク」ないしその近接活動の担い手

本報告のための仮の定義：弁護士や隣接法律専門職者が、「高齢者や障害者等に対して、関係する福祉職者等と連携し、複合的な問題の総合的解決につながる支援を行うこと」(Cf. 吉岡すすか)

- ▶ ① 法テラスのスタッフ弁護士
- ▶ ② その他の弁護士： 法律扶助対象ケース  
▶ 法律扶助対象外ケース
- ▶ ③ 司法書士そのほか
- ▶ データ：①文献と共同研究、 ②③文献非常に少数、今後の研究課題

## 1. パイロット事務所と研究会

- ▶ 法テラスと日弁連の共同の検討会「地域連携パイロット事務所の設置に関する検討会」の報告書において、法テラス東京法律事務所の内部にパイロット部門を開設することが提言。
- ▶ 平成24年秋にスタート

# 地域連携パイロット部門研究会

- ▶ 日弁連法務研究財団に申請し承認された研究
- ▶ メンバー：研究者7名、弁護士9名
- ▶ 研究期間：平成24年10月～27年10月の予定

## ▶ 主な活動内容：

- ▶ ①定期的な研究会合。

## ▶ ②ケースシートの作成：

パイロット部門の初期にフルに活動していた5名のスタッフ弁護士が2012年10月1日から2013年6月30日までに受任したケースのうち、他機関と連携したものが61ケース

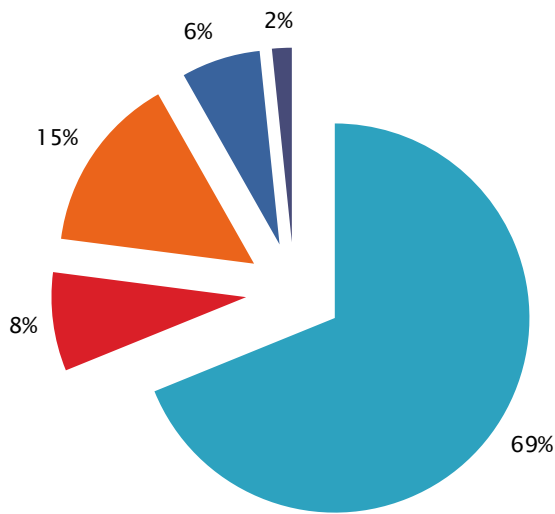
- ▶ ③スタッフ弁護士へのインタビュー、聞き取りデータの共有と報告・分析、意見交換

## ▶ ④個別テーマに関する報告。

## ▶ 2. 研究対象ケースの概要： 対象ケース61件の概要1（経路）

- ▶ ①都内A区、B区、C区、その他都内自治体の福祉関係者（高齢者福祉、生活保護）からの直接相談 34件
- ▶ ②隣接D県内の自治体の福祉関係者からの直接相談 8件
- ▶ ③女性保護施設・シェルター、女性や外国人等保護団体（NPOなど）からの直接相談 3件
- ▶ ④地域生活定着支援センターから直接相談 2件
- ▶ ⑤法テラス東京、その他の法テラスの扶助相談（センター相談登録弁護士が担当）に本人が訪れ、そこから振られたケース 9件
- ▶ ⑥旧知の弁護士からの紹介・前任弁護士からの引継 4件
- ▶ ⑦その他 1件

# 経路別分類

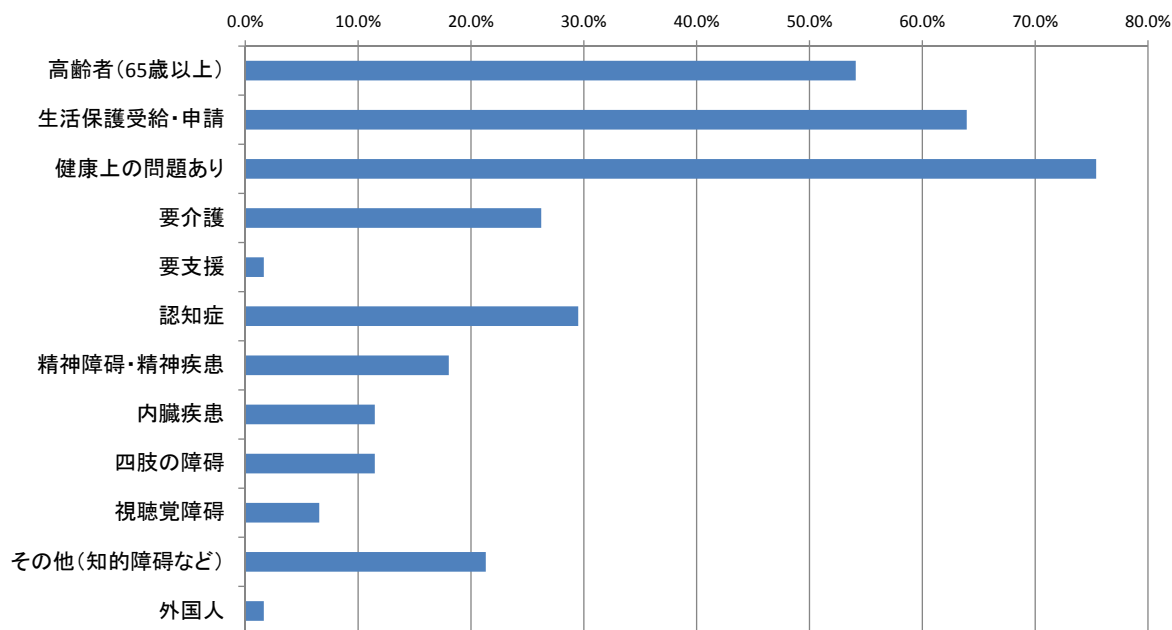


- 都内・隣接県自治体福祉関係者から(高齢者・障害者福祉、生活保護)
- NPOなど(女性保護、外国人支援、受刑者復帰支援)
- 法テラス扶助相談から
- 他の弁護士から

## 対象ケース61件の概要 2

- ▶ 本人の属性別分類(重複あり)
- ▶ ① 高齢者(65歳以上) **54%**
- ▶ ② 生活保護(受給中、申請予定を含む) **64%**
- ▶ ③ 健康上の問題あり **75%**
- ▶ ④ 要介護 **26%**
- ▶ ⑤ 認知症 **30%**
- ▶ ⑥ 精神障害・精神疾患 **18%**
- ▶ ⑦ 内臓疾患 **12%**
- ▶ ⑧ 四肢の障害 **12%**

# 61件の本人の属性(重複あり)



## 対象ケース61件の概要 3

### ▶ 問題の内容別分類

多くのケースでは、問題・ニーズは複合的で、多層的であるが、あえて法的に分類すると。

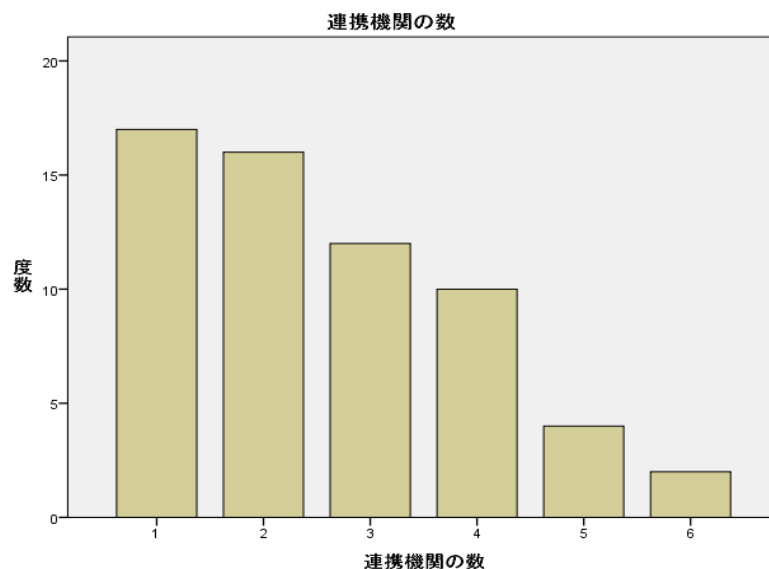
(重複該当あり)

- ①成年後見(保佐を含む) 3割強
- ②債務整理・破産 約3割
- ③その他 4割弱 (離婚、離縁、遺産分割、失踪宣告取消、損害賠償、貸金請求訴訟の応訴、交渉など)

# 対象ケース61件の概要 4

## ▶ 連携機関の数

平均2.6



## 3. パイロット部門のスタッフ弁護士の特色 1

### ▶ 事務所経営、採算という観点に制約されない。

→

### ▶ ①難件、手間のかかる案件、ペイしない案件を積極的に扱える。

### ▶ ②出張やケース会議出席が容易・迅速にできる。

### ▶ ③報酬対象にならない活動への躊躇がない。

ex. 法テラス佐渡の水島弁護士のPT活動

他の弁護士では扱えない、あるいは躊躇する案件が多数。

ジュディケア弁護士、一般弁護士との間で役割分担関係が徐々に形成されていく過程。

## パイロット部門のスタッフ弁護士の特徴 2

- ▶ 法テラスの公益性、非営利性は、自治体、福祉関係者との連携形成にプラス

## パイロット部門のスタッフ弁護士の特徴 3

- ▶ 福祉分野への情熱、能力・知識・スキル、感受性

従来の法学部、法科大学院、研修所教育では欠如ないし希薄。福祉法制についても不十分な教育。

他学部出身者、実務経験者、自己研鑽、オンザジョブ

## パイロット部門のスタッフ弁護士の特色 4

- ▶ 気さくな人柄、フットワークが軽い、敷居が低い、「先生」ではない(現場の福祉関係者と対等な関係を築ける人)

- ▶ 現場の福祉関係者にとって、弁護士は依然として「敷居が高い」存在。  
Ex. S市K区障害者生活支援センター相談支援専門員Kさん：  
▶ 「弁護士は敷居が高い」、「気軽に相談しにくい」、「何回ヘルパーの方に説明しても、高いお金をとられるのでは、と言われてしまう」

→ まず、弁護士が現場に出向き、「顔が見える」存在になることが重要。

- ▶ Kさん:「スタッフ弁護士のTさんがアンケートを行政にまいた。A市の担当者が反応。U市の担当者がT弁護士にコンタクト。T弁護士が、やってきて、説明。これで、顔が見えた」。
- + 業務内容(何ができるのか)を理解してもらう。次に、対等な関係を築く

なお、自治体あるいは担当者によって、スタッフ弁護士の活動への理解、連携意思には差がある

## 4. 「司法ソーシャルワーク」の社会的意義1

- ▶ 潜在的ニーズの顕在化

「法の暗黒領域」(高齢者、障害者、生活困窮者の抱えるトラブル)、「問題の隠避傾向」があり、本人から相談が持ち込まれることが少ないトラブル(高齢者虐待、児童虐待、搾取、DV等)

→「地域社会に密着して活動する福祉職者による『発見』と、法律専門家への『誘導』というものが必要になる」(吉岡すすか『法的支援ネットワーク』107)

- ex. 独居老人で、体に障害、借金の督促状をケースワーカーが発見  
認知症老人が家族に虐待、搾取されている  
ゴミ屋敷  
DV被害者女性、離婚したい



## 「司法ソーシャルワーク」の社会的意義2

### ▶ 現場福祉関係者の相談相手、助言者、顧問

ex.

#### ① 困ったときに頼る

親族による経済的搾取→成年後見、財産管理

親族による肉体的虐待→施設入所、成年後見

債務整理が必要な生活保護申請、本人の移動が困難ないし不可能あるいはコミュニケーションが困難なケース

#### ② お墨付きを与え、自信を持って行動できるようにする。

現場の人は、「法による指針がないと右往左往する」。

弁護士が関わると「道筋がつく」。

## 「司法ソーシャルワーク」の社会的意義3

### ▶ 既存の地域支援ネットワークの活性化、強化、拡充

Cf. 吉岡;「地域の支援ネットワークの総体が、人々を支援している」。

弁護士がこの支援ネットワークとつながることによって、「支援ネットワーク全体のサービス提供可能性が高まる」

多くの人々は、その身近に存在し、日常的に(非紛争状態において)接触し、信頼関係がある人を通じて弁護士につながる。

パイロット部門のケースでも観察される現象。

## 「司法ソーシャルワーク」の社会的意義4

- ▶ 連携・支援ネットワークの媒介、調整
  - ▶ ex. 水島弁護士を紹介例(非公式で、任意の後見PT)
  - ▶ 既に存在するネットワークに入っていく場合と、弁護士がネットワークを組織する場合がある。
  
- ▶ 縦割り機構の横断者ともなりうる。

行政や警察、福祉関係者の縦割り構造を超え、横断して、つなぐ、交渉する、といった活動。(福祉関係者は、警察や司法関係者が、福祉や障害者、高齢者の現実を理解していない点に悩まされている)

## 「司法ソーシャルワーク」の社会的意義5

- ▶ 包括的・総合的解決
  - ① 経済的生活基盤の確保 +
  - ② 最低限の生活環境の確保 +
  - ③ 重層的問題への対応
  
- ▶ a スタッフ弁護士自身による  
b チームとして

## 「司法ソーシャルワーク」の社会的意義6 特に、スタッフ弁護士の価値と貢献

### ▶ 初診と振り分け・つなぎ機能 referral

- ① 的確な初診
- ② ジュディケア弁護士、一般弁護士への  
振り分け・つなぎ機能
- ③ 他地域のスタッフ弁護士へのつなぎ機能

## 「司法ソーシャルワーク」の社会的意義7 特に、スタッフ弁護士の価値と貢献

### ▶ Proactive な活動

- ① 制度や実務慣行の問題点を探知し、制度改革  
へつなげる
- ② ケースワークとコミュニティワークの融合（水島  
弁護士）
- ③ 問題発生の予防、萌芽段階での取組により、問  
題の発生、深刻化を防ぐ ex. 認知症、家族内の虐待

## 5. まとめ 1

ネットワークが機能し始めると、スタッフ弁護士に、重い案件が持ち込まれるようになり、その最後の救い手となっていく。

他の弁護士では扱えないケース、現場が困り切っているケース、緊急対応を要するケースが多い。

→ 常に、手持ちケースに一定の余裕をもち、突発的な重いケースの依頼に、即座に対応できる体制を整える必要

### ある福祉事務所のケースワーカーの言葉

- ▶ ホットラインでスタッフ弁護士に直接相談
- ▶ 亡父名義建物に70歳男性X(認知症、要介護度4、入院中)が65歳の弟A(コミュニケーション困難)と生保受給2人暮らし。建物が失火全焼。「居住用不動産」でなくなったので土地処分(売却)の必要と判断。敷地内に第三者名義の放置自動車あり。
- ▶ →スタッフ弁護士: 三男Bの失踪宣告、Xの後見申立(別弁護士選任)、放置自動車の撤去・土地明け渡し訴訟、共同相続人所在調査、遺産分割協議、不動産売却。現地で、虫がわいて困るという近所の苦情に、便利屋依頼して対応。焼け跡の掃除も実施。その間、Aが自転車事故、相手方と示談交渉。
- ▶ → ケースワーカー: 「最初に困難な案件を丁寧に対応してくれたので、信頼関係ができた。ここまでやってくれるのかと思った。同じくらい困難な案件はほかにもたくさんあるのでお願いしたい」。「弁護士さんも区の職員も、皆で長靴をはいてごみ屋敷の掃除をした」

## まとめ 2

- ▶ 報酬請求の対象になりにくい活動の重要性
- ▶ 報酬請求の直接的対象にならない活動も多々ある。
- ▶ Ex. ①虐待親族がいる場合の成年後見で、当該親族との折衝。非常に大変な場合がある。単なる財産管理にも、本人の身上監護にも該当しない。
- ▶ ②ゴミ屋敷の整理。不要品の売却。
- ▶ ③生活保護の独居老人の債務整理で、バイクの売却、家主との明け渡し請求回避のための交渉。
- ▶ ④DV被害女性のための、細々とした対応、警察署生活安全課との交渉。
- ▶ ⑤一般に、ケース会議への出席、協議。
- ▶ ⑥隙間の仕事がある。福祉関係者の仕事とも言い切れないもの。Ex.ネズミの駆除。

## まとめ 3

- ▶ 法テラスの扶助相談との連携の重要性

扶助相談に来て、思わしい対応が得られず、引き上げたが、再度訪れるというケースも、61件の中にあつた。

他にも相当数、スタッフ弁護士につながるべきケースが扶助相談に来た案件にはあるのではないか。

扶助相談のセンター相談対応弁護士とスタッフ弁護士の連携も構築ないし強化する必要があるかもしれない。

- ▶ 情報提供、弁護士会法律相談、行政の法律相談との連携の重要性

## まとめ 4

- ▶ 地域の弁護士会、特に福祉関係委員会との連携の重要性

扶助要件に該当しないケースで、福祉に理解と経験のある弁護士につなぐべき場合がある。

福祉関係者を含めた地域連携ネットワークに地域の弁護士が参加している場合もある。→自治体などの関係者を含めた協議・調整が望ましいかもしれない。

隣接法律専門職者との協議・調整も必要であろう。

## まとめ 5

- ▶ 現場福祉関係者とのネットワーク形成上の課題

① 大都市と地方の差異→大都市の難しさ（関係主体が多数で、方針・利害が錯綜。スタッフ弁護士の姿も簡単には見えにくい）

自治体、担当管理職、現場による差異→自治体・担当管理職の方針、熱意を理解しつつ、キーパーソンとつながるのが重要

② 法テラスのキャパシティ問題→処理能力を超えてしまうと、信頼を損ねる

③ メンバーが入れ替わっても、システムとして安定化させる方策が必要。  
周知方法、ネットワーク構築方法→経験、ノウハウを蓄積・共有し、組織的に伝えていく必要。